

公益社団法人徳島県看護協会監事の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人徳島県看護協会（以下「本会」という。）の定款第31条の規定に基づき、監事の報酬及びその支給基準について必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程における監事報酬とは、本会が監事に対し、監事としての職務執行の対価として支給するものをいう。

2 常勤監事とは、総会で選任された監事のうち、本会を主たる勤務地とする者をいい、非常勤監事とは、常勤監事以外の者をいう。ただし、当面非常勤監事のみとする。

(決定機関)

第3条 監事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき、監事の協議によって決定する。

(報酬の種類)

第4条 監事の報酬は、日額基本報酬、交通費とする。

2 監事報酬総額は、600,000円とする。

(報酬の支給と控除)

第5条 監事の報酬は、日額を支給するものとする。

2 監事の交通費は、職員給与の支給基準に準じて支給する。

3 非常勤の監事には、役員手当、特別調整手当及び退職金は支給しない。

4 法令に基づき、監事報酬から控除すべき金額がある場合には、その監事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

(給与の支給日)

第6条 監事の報酬は、監事としての職務執行日ごとに支給する。

(協議事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事報酬に関し必要な事項は、理事会において協議し、決定するものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

<別表>

報酬日額

号	金額		適用	
第1号	理事会	20,000円	外部監事（非常勤）	2名以上 3名以内
	監査並びに総会	50,000円		
	交通費	実費		
第2号	10,000円（交通費を含む）		会員監事（非常勤）	